

広 報

かわち

人口と世帯数

人口… 12,311人

男 … 5,794人

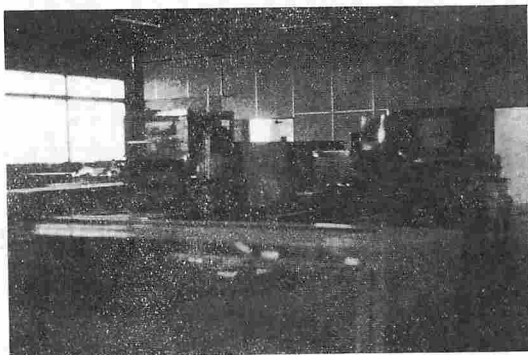
女 … 6,517人

世帯… 2,487戸

(10月1日現在)

発行所 河内村役場 編集 総務課広報係 TEL (河内)3番・44番
発行日 昭和45年10月15日 印刷所 竜ヶ崎印刷所

△ 調理室の一部 △



年内完成を目標

村道全面舗装

前号でお知らせいたしましたとおり、村道の舗装事業はみなさんの生活に直結する問題であるところから、これを大巾に推し進めて、村内おも

な道路を舗装の網で覆う計画が着々と進行しています。本年中の計画として、村内のおもな路線五十線、延長にして二万五千余メートルが工事に着手される見込みです。

これとは別に、農道舗装も逐次着工されますので、泥んこ道の汚名返上も近いかいでしょう。

統合中学校

建設予定地決る

化している小学校完っもうか
給食センターが11月1日か
完全給食の統一建設中だ
と、必要とする学校た
施設は必要と統一建設中だ
と、必要とする学校た
未実施の改修など未完了
と、必要とする学校た

河内村総合開発委員会が九月二十八日開かれ、土地利用計画について別図二頁を参照)のような事業について協議されました。

特に統合中学校敷地問題については熱心な意見が交換された結果、開場跡に決りました。

(関連記事は二頁に)

全・小中学校 完全給食に

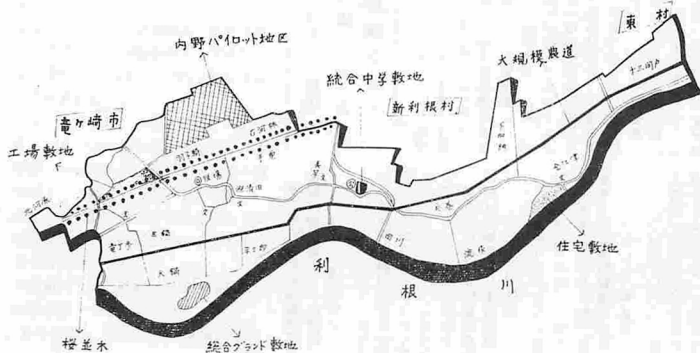
給食センター11月1日操業

1970

10月号

No. 77

河内村土地利用計画図



総ぐるみで

豊かな村づくりを

総合開発審議会誕生

昭和四十二年以来の恒常的な米の増産、食生活の改善によって、米需給の変化や余剰米の問題、そして米の生産調整、米価据置き問題までが発生し、食糧制度そのものまでが危ぶまれてきました。さらに、これに追いつけずかけるように農産物の自由化が急速に進められようとして

います。このような情勢下に、湿地単作地帯の当村の打げきは深刻で、現在出稼ぎなどによって収支のバランスは保たれておりましたが、将来を思うときはたしてこのままでよいのか大きな疑問を投げかけずにはおられません。私たちの、経済的、社会的文化的諸活動の営まれていくこの郷土を、どのように効率的に利用し、明るく豊かな村を建設するかは、私たちが河内村の将来についてどのようなビジョンを画いており、どのような村づくりを願っているかを語っているものと思います。そして、村の姿は与えられたものでなく、私たち村民が総ぐるみで将来にわたってつくるものであると思います。

米作を基幹とする純農村地帯である以上、生産基盤を整備し、労働生産性を高めるために一貫した機械化体型を確立し、協業化を通して規模の拡大をはかり、自立経営農家の育成につとめるとともに、酪農の促進と農地の流動化を図らなければなりません。一方、河内村をとりまく周囲の情勢は、東に鹿島港開港、南に新東京国際空港、北に学

園都市の建設、そして西には巨大なエネルギーをもつ首都圏に接し、しかも近い将来にはこの首都圏が百キロにまで拡大されようとしており、土地の有効利用を早急に策定しなければなりません。そこで、農業振興のための生産流通路の整備、村幹道路の整備、生活環境整備のための公共施設の充実、活力ある経済発展を図るための工場の誘致、将来に備えての住宅用地の策定等、新時代にあつた村の未来像を画いた土地利用計画をたて、先祖から引き継いだこの緑と太陽の空間を汚染されぬよう、公害のない明るく豊かな村を建設し、いつまでも魅力的風致と景観を将来とも保たれるよう、住民総ぐるみで河内村総合開発を推進する目的のもとに「河内村総合開発審議会」が設立されました。

これにのまない役場内の機構を改革、企画開発課が新設されました。

審議会の

構成と仕事

審議会は、村議会(20名) 農業委員(17名) 各種団体長(9名) 村民代表(4名)で(次ページへつづく)

昭和44年度 普通会計決算

昭和44年度普通会計（一般会計、有線放送会計、船橋会計を合せて普通会計という）の決算状況をお知らせいたします。

才入総額359,854千円、才出総額345,584千円で才入才出差引額14,270千円の黒字となり、単年度収支（前年度の差引残額の比較）では1,339千円となります。

才入

才入を項目別にみますと、別表のとおりですが、特に考慮すべき問題点として、地方自治体の財源である地方税は全体の16.3%であり、このうち直接税で収納する村民税、固定資産税、軽自動車税を合わせて41,641（税総体の70.8%）で、前年度と比較するとわずか8.6%増の3,329千円であることです。

おもなものをみますと、自動車取得税交付金制度は前年度中途よりできた才入ですが、本

年度は113%増の7,019千円であり、この財源は自動車の購入による税金で町村の道路の延長面積によって配分されます。

地方交付税は、才入のなかでいちばん大きな財源で、41.4%にあたり、いかに地方財政は国の財源に依存しているかがわかります。

才入の經常一般財源（毎年入ってくる財源）は、209,240千円で本村の財政規模は210,000千円であることとなります。

才出

才出について性質別にみると、經常経費（毎年度継続して經常的に支出される経費をいう）に充当される一般財源の充当率が低い場合はその団体の財政は弾力性に富んでいることとなりますが、本村は62%で、前年度の県内經常費へ充当した一般財源の比率は、県平均72%（市平均75%、町村平均71.9%）であり、本村の財政は弾力性に富んでいるといえるのではないのでしょうか。

款別明細表

才入				才出						
区 分	決算額	構成比	經常一般財源(K)の構成比	区 分	決算額	構成比	税等經常一般財源比率			
地方税	58,773	16.3%	58,773	28.1%	人件費	84,897	24.6	72,526	72,526	34.7
自動車取得税交付金	7,019	2.0	7,019	3.4	うち職員給	59,240	17.1	48,263	48,263	23.1
地方交付税	149,026	41.4	142,776	68.2	扶助費	1,601	0.5	832	832	0.4
普通通	142,776	39.7	142,776	68.2	公債費	11,911	3.5	9,870	8,960	4.2
特別	6,280	1.7			内元利償還金	11,882	3.5	9,841	8,860	4.2
小計	214,820	59.7	208,570	99.7	戻一時借入利子	29		29	29	
交通安全交付金	70		70		小計	98,409	28.6	83,226	82,247	39.3
使料	6,380	1.8			物件費	34,007	9.8	25,181	25,154	12.0
手数料	1,102	0.3			維持補修費	8,917	2.6	8,459	8,459	4.1
国庫支出金	19,717	5.5			補助費等	43,955	12.7	13,775	13,779	6.6
県支出金	31,903	8.9			投資及び出資金	80		80		
財産取	19,016	5.3			繰出金	11,299	3.3	11,299		
寄附金	1,160	0.3			普通建設事業	148,917	43.0	72,125		
繰越金	12,931	3.6			補助	51,633	14.9	20,811	129,639千円	
話取	6,855	1.9			単独	97,284	28.1	51,314		
地方債	45,900	12.7	600	0.3						
合 計	359,854	100.0	209,240	100.0	合 計	345,584	100.0	214,151		

（前頁から続く）構成され、専門委員会を置いてそこから提案された事項を検討し、業務を執行します。専門委員会は次の三部門に別れ、それぞれの仕事を担当します。

◎ 専門環境整備
 ◎ 生活環境整備
 ◎ 上下水道、し尿処理場、公舎堂、公民館、病院、レクリエーション施設（総合グラウンド、遊園地等）老人ホーム、小、中学校、保育所等、豊かな住生活環境の整備。

◎ 経済開発専門委員会
 ◎ 道路整備、工場誘致、住宅建設、農、商業の振興計画、倉庫等の誘致（倉庫土地利用計画や施設配置計画に合致すること）

◎ 公害風致対策
 ◎ 交通安全
 ◎ 交通公害
 ◎ 騒音、振動
 ◎ 汚水、自然保護
 ◎ 防災

等に関する事項

一般会計補正

総額 四億八百八十五万二千元

農林水産業費

一般会計予算は総額七〇、〇〇一千元の追加補正で、才入出予算総額は四〇八、八五二千元となりました。
おもなものをお知らせします。

児童福祉費

金江津保育所建設費五、二〇六千元を追加、四、七七〇千元となりました。

教育費

学校建設費九、五五〇千元
公民館費二、七五〇千元
保健体育費四、〇二二千元
などで五、六、三五四千元を追加、総額一六八、八二七千元となすすふえる傾向にあります。

そのため、中央では老人福祉施策のあり方について検討中であり、また、医療保険制度改正のひとつとして老令保険をつくるのが審議されています。

これらは急を要する実状にあり、老令者に十分な医療を受ける機会を与え、豊かな老後を送れるように、老令者医療手当金制度を創設いたしました。

老令者に 10割給付を 医療手当金制度

老令者の急増傾向とあいまって、核家族化や家族の老人扶養意識の変化も今後ますます

りました。

以上追加された支出に見合う収入の内訳は、
地方交付税一、三、五一九千円、使用料及手数料一、一四六千円、県支出金一、八三三千円、諸収入一、〇八七千円、村債五九、一〇〇千円などがおもなものです。

△議案第二号
専決処分承認を求めるところについて
金江津地区の農道の公用廃止と、新利根川土地改良区の平川地先開場整備事業損失補償で、昭和四十五年八月三十日から四十九年八月三十日まで、限度額六、八九〇千円となりました。

△議案第四号
河内村特別職の職員の給与

受けられる人
河内村国民健康保険に加入している八十才以上の老令者で、入院にかかるものを除いた医療費は、十月一日より十割給付となります。

△支払方法
お医者さんの窓口ではこれまでのように三割の自己負担金を払ってください。その分については後で役場から医療手当金として支給されます。

並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正する条例
給食委員会の委員の報酬を月額六〇〇円と定めた。

△議案第六号
職員勤務時間に関する条例の一部を改正する条例
十時と三時の十五分間の休憩時間を条例化したもの。

△議案第八号
昭和四十五年度河内村国民健康保険特別会計補正予算事業勘定を二七四万追加し総額一〇七、一九八千円となりました。これは別項に記載の老令者医療給付の実施にもなるもの。

△議案第九号
昭和四十五年河内村簡易水道事業特別会計補正予算

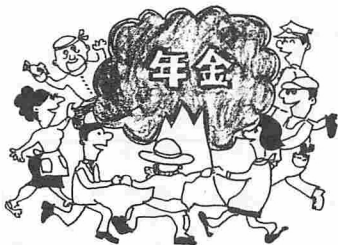
水道事業の建設改良費で、機械や車両運搬具の購入費を二、〇八〇千円追加し、総額で四、八七八千円となる。

△議案第二号
河内村総合開発審議会条例の制定、議案第三号……河内村役場・課及び出納室設置条例の一部を改正する条例（企画開当課を新設）は、二頁を参照してください。議案第五号……河内村国民健康保険条例の一部を改正する条例（老令者に医療手当を支給する条例）上段を参照してください。

十月の納税
村民税 第三期
納期 十月三十一日

2. 資金使途……年末に必要な運転資金
3. 保証期間……4ヶ月以内、
4. 保証料……年0.93%（追認保証制度利用の場合年1.29%）
5. 借付利率……年8.20%を標準とする。
6. 担保……必要に応じ徴することがある
7. 保証人……確実な保証人1名以上。
8. 資格……県内に1年以上同一営業を続けており、44年度の事業税を完納しているもの（完納した宣誓書をもって替える事もできる）
9. 受付期間……10月9日から12月28日まで
10. 受付期間……各金融機関保証協会。
11. 相談窓口……各種金融機関、役場産業課、商工会。

所得比例制を取り入れ



2.047 ha

米生産調整終る

保証費72.955千円

大きな問題を投げかけた米生産調整もみなさんのご協力により割当られた目標を達成することができました。下表のとおり、その結果をお知らせいたします。

45年米生産調整減反結果

氏名	人数	面積(a)	K数(kg)	金額(円)
生協外	101	4,347.5	188,822	15,294,582
酒田	65	1,880.6	82,472	6,680,232
農協外	72	1,136.5	49,289	3,992,409
長農協外	3			
江津外	173	13,107.8	580,096	46,987,776
合計	411	20,472.4	900,679	72,954,999
本年度目標		20,700.0	915,000	
達成率		98.6%	98.4%	

所得比例制とは

だれもが同じ掛金を納めて同じ年金を受けるとは、年金の一つの考え方が、国民所得が著しく伸びたり、生活水準が向上すると、むしろ能力に応じて高い給付を受けたという考え方が強く出てきました。

国民年金にも、制度発足当時このような考え方がなかったわけではありませんが、はじめて国民全体とした制

度であり、年金制度に対する加入者のなじみも薄いなどの理由から見送られてきました。しかし、近年における国民所得の著しい伸びや、生活水準の向上から、高い掛金を負担しても、もっと多い年金を受けたいという要望が強くなってきました。このような要望にこたえて取り入れられたのが、所得比例制です。

制度のしくみ

制度のしくみとしては、いろいろの職業が入るとい国民年金の特殊性を考え、所得のはば、保険料納付事務の技術的なこともあって、簡単な一段階制がとられます。この所得比例制には保険料

の免除を受けている人、所得のない人、所得

の加入者などに入れません。そのほかの人はだれでも加入できます。

年金額は、定額分の保険料(一ヶ月四百五十円)のほか一月三百五十円の保険料を納めると

その保険料を納めた月一ヶ月に

事業資金の融資に

年度末特別保証を実施

茨城県信用保証協会(水戸三の丸、自治会館内)は県内の中小企業者が金融機関から事業資金の融資を受ける場合に、申込みによって保証人となり、融資を円滑にする公共的機関であります。

保証の対象は、県内で同一営業を1年以上続けているもの1企業者当りの保証最高限度額は法人、会社で1,800万円組合が3,300万円、保証

期間、運転資金3年以内設備資金5年以内で、保証料は年0.93%から1.43%までとなっております。

保証協会は、この他各種保証制度を実施していますが、10月9日より例年のとおり県の施策と呼応して、年末特別保証を次の要領で実施いたします。

1.保証限度額……1企業につき200万円。

ついて百八十円の割で年金が多く支給される仕組みで、二十五年納めた場合は月額四千五百円(年額五万四千円)の年金が定額分のほかに支給されます。

夫婦月二万円年金、とは夫婦のうち一人がこの所得比例制年金に加入することによって受けられる年金です。

農業者年金と

国民年金

農政上の要請にもとづいて、農業者年金がス

農業者年金は国民年金と深いつながりをもっており、農業者年金を母体として、農業経営者の老後を安定させようとするものです。このため農業者年金の対象者は国民年金の加入者に限られ、かならず所得比例制に年金加入していただければなりません。

所得比例制の導入は、国民全体の所得保障の底上げにつながるものですから、みんなの力で立派に育てあげたいものです。

農地法はこう改正された

構造改善の基礎条件つくる

農地法の一部を改正する法律は、本年二月二十日の第六十三回国会に提出され、五月八日に成立十月一日から施行されました。その概要をお知らせいたします。

上限面積制限の緩和

農地を買ったり借りる場合に、上限面積の制限がありました。が、今後は本人または世帯員が農業経営を管理している農作業に常時従事している」と認められれば、権利の取得は制限なく許可されます。

下限面積制限の引上げ

農地を買ったり借りる場合に、権利の取得前三〇アール以上の経営規模が必要でしたが、今後は権利の取得後五〇アール以上になることが必要となりました。

創設農地の貸付け解除

農地改革で国から売渡してあげた農地は、許可をうけて売買や転用はできませんが、小作に出すことは禁止されていません。それが今度の改正で

でも農地の使用収益権設定について許可されます。

農地保有合理化法人

県や市町村の段階に農業の規模拡大や、集団化等の事業を行なう法人の設置を認め、農地の売買、貸借等の権利取得が許可されます。

小作地の

小作人以外への譲渡

小作地は、小作人以外には譲渡できませんでしたが、今度の改正で所有権を移転する許可申請の前六ヶ月以内に書面で小作人が同意した場合と、競売や税金の差押え等のため売られる場合は許可されます。

農地移動の許可権限の農委への移譲

農業委員会でも許可できたのは、貸借と使用貸借だけでしたが、今度の改正で、同一村内の者は所有権移転の許可も農業委員会です。しかし、他市町村にまたがるものや、法人関係の権利移動は知事の許可が必要です。

小作地の所有制限緩和

不在地主の小作地所有は一切認められませんが、

離農者で在村していたとき十人以上所有していた農地は、本人と住居生計を共にしていた承継人の二代に限り、在村地主なみに小作地の所有が認められます。

貸借等の

解約等の制限緩和

(1) 合意解約
土地の引渡し期限前六ヶ月以内に書面で確認されたもの
(2) 十年以上の定期貸借の場合
十月一日改正後に十年以上の期間のある定期貸借で期間の満了したもの
(知事の許可不用)

小作料統制の緩和

改正後新しく契約する小作地の小作料は、当事者が相対で決めることができます。事情が変わった場合は当事者で増減額の請求ができます。今までの小作地に対する小作料は、今後十年は継続されます。

農業委員会による

和解の仲介制度

今までも委員会は調停等を行なってきましたが、今度は当事者の双方または一方から(次ページへつづく)

LPガスの安全取扱い十原則

- (1) 容器には、その使用期限を書くことになっています。期限が書かれていないものや期限を超えているものは危険です。から、使用しないようにしましょう。
- (2) また、容器の取り付けは素人では危険ですから必ず販売店にやもらいましょう。
- (3) LPガスはもれた場合に空気よりも重いため、低い所に滞留し、引火爆発しやすいものです。容器は屋外の通風のよい所で、車の衝突のおそれのない場所に、風雨を避けるように置きましょう。
- (4) コック、ゴム管、金属管は、ときどきガスもれがないかを調べましょう。
- (5) ガスもれがあれば、石けん水を筆で塗るとアツが出るのですぐわかります。マッチでやるのは危険です。
- (6) LPガスは都市ガスに較べて、多量の空気を必要とします。から、LPガス専用のコンロ等を使用しましょう。
- (7) 点火するときは、臭いによりガスもれがないことを確認しましょう。

支給対象を拡大

戦傷病者

戦没者遺族等援護法

行に起因して傷病にかかり、これにより不具障疾となった場合に支給する障害年金(障害一時金)の支給対象が現在第三款症までであるのを第五款症まで拡大し、軍人軍属が事変地における任職期間内に傷病にかかり、それが公務傷病とみなされる場合に、現在の障害年金の支給対象が、現在第六項症までであるのを第三款症まで拡大された。

戦傷病者

特別援護法関係

(3) 第二款症から第五款症までの障害年金受給者に妻がある軍人軍属については、一万二千元、準軍属については八千四百円(被徴用者等については九千六百円)の加給がされることになった。

戦傷病者、戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律が本年四月二十一日に公布され十月一日から実施されることになりました。その概要をお知らせいたします。

戦傷病者戦没者

遺族援護法関係

(1) 障害年金および障害一時金の額を約十六%引きあげられた。

(2) 軍属、準軍属(微用工、勤労学徒等)が本米の公務遂

行に起因して傷病にかかり、これにより不具障疾となった場合に支給する障害年金(障害一時金)の支給対象が現在第三款症までであるのを第五款症まで拡大し、軍人軍属が事変地における任職期間内に傷病にかかり、それが公務傷病とみなされる場合に、現在の障害年金の支給対象が、現在第六項症までであるのを第三款症まで拡大された。

(3) 第二款症から第五款症までの障害年金受給者に妻がある軍人軍属については、一万二千元、準軍属については八千四百円(被徴用者等については九千六百円)の加給がされることになった。

(4) 先順位者に係る遺族年金及び遺族給与金の額が約十六%引きあげられた。

(5) 満州開拓青年義勇隊員については、現在昭和二十年八月九日以後の傷病死亡を処遇しているが、昭和十六年十二月八日以後、昭和二十年八月九日前に軍事に關し業務上負傷し、もしくは疾病にかかった者、または当該負傷により死亡した者の遺族を処遇の対象とした。

(6) 日軍事変以後の公務傷病の発した準軍属たる期間内

または、その經過後四年(厚生大臣の指定する疾病については八年)以内に死亡した準軍属の遺族に対し遺族一時金七万円を支給する。

(7) 軍人軍属の遺族については現行制度においては、軍人軍属が自ら命を絶した場合や、職を離脱して死亡した場合等においても、支給される場合があるようになった。

(8) 昭和十六年十二月八日以後、昭和二十年八月九日前における軍事に關する業務による傷病者を戦傷病者の範囲に加えたこと。

(9) 外出するとき、寝るときは、必ず容器の元弁を閉め、調子がおかしいときは、勝手に開き、次に付近の人に知らせ、あとは販売店に頼みましょう。

戦没者等の妻

に対する特別給付金支給法関係

(1) 昭和三十二年の恩給法の一部改正により、在職期間、

次に掲げる者を戦没者等の妻に対する特別給付金支給法による特別給付金の支給対象としました。

(2) 長期入院患者に支給する療養手当の月額を、現行三千八百円から四千二百円に引きあげたこと。

(3) 昭和四十四年の恩給法の一部を改正する法律により、在職期間経過後の死亡時期の制限が撤廃されたことにより、扶助料または、遺族年金を受けることとなった戦没者等、

(1) 満州開拓青年義勇隊員の昭和十六年十二月八日以後、昭和二十年八月九日前における軍事に關する業務による傷病者を戦傷病者の範囲に加えたこと。

(2) 長期入院患者に支給する療養手当の月額を、現行三千八百円から四千二百円に引きあげたこと。

(3) 昭和四十四年の恩給法の一部を改正する法律により、在職期間経過後の死亡時期の制限が撤廃されたことにより、扶助料または、遺族年金を受けることとなった戦没者等、

／経過後の死亡時期の制限が緩和されたことにより、扶助料または遺族年金を受けることになった戦没者の妻

(2) 昭和四十四年の戦傷病者戦没者等援護法の一部改正により、防空監視隊員を準軍属としたことおよび被徴用者等について勤務関連死亡を処遇の対象とすることによって遺族給与金を受けることとなった戦没者等の妻

(3) 昭和四十四年の恩給法の一部を改正する法律により、在職期間経過後の死亡時期の制限が撤廃されたことにより、扶助料または、遺族年金を受けることとなった戦没者等、

もれているときは、直ちに容器の元弁を閉じ、ガスをホースで掃き出すような方法で外へ追い出しなす。

(6) 点火後はLPガスの不完全燃焼や風などにより、吹き消えたりしないように注意しましょう。もし、消えたいときには、あわてずに(5)のときの方法で換気を完全にしましょう。

(7) コンロ、ゴム管等はいつも良く手入れし、調子がおかしいときは、勝手に開き、次に付近の人に知らせ、あとは販売店に頼みましょう。

(8) 万一事故が発生したときは、まず容器の元弁を閉め、調子がおかしいときは、勝手に開き、次に付近の人に知らせ、あとは販売店に頼みましょう。

(9) 外出するとき、寝るときは、必ず容器の元弁を閉め、調子がおかしいときは、勝手に開き、次に付近の人に知らせ、あとは販売店に頼みましょう。

(10) コンロのバルブ

② 塵除の元栓

を完全に閉めます。容器を取り換える場合でも勝手に廃品回収業者等に売り渡すと危険です。必ず販売店に返しなす。

の要

なお、くわしくは、役場住民課、または茨城県民生活部課におたづね下さい。

7

すすむ

生活改善

社教、公民館運営審議委員会、公民館役員会の合同会議で、冠婚葬祭、成人式などの合理化について協議し、次のとおり決りました。

○冠婚葬祭について

結婚式場などについてはすでに設備がすででありますので、今度は仏壇壇、花ワなど

役所に対する苦情は 行政相談員に

る苦情や相談、意見があるがどうも関係の役所には申し出にくい、とか、どこへ申し出たらよいかわからない、という方はありませんか。

を村で購入し、安い賃料で利用していただくことになりました。細部については決定後お知らせします。

○成人式を新方式で

毎年行なわれている成人式について、来年は河内村中央公民館で行なうこととし、各地区より男女各一名による、成人者としての感想文の発表を行ない、パーティー式の親睦会を開催することになりました。

手栗衛生班 表彰を受ける

住みよい環境をつくらうと手栗部落では三十三年に衛生班を組織し、以来部落住民は自主的な実践活動を展開、蚊やハエの発生がみられないほど環境衛生運動に成果をあげ、このほど竜ヶ崎保健所より、環境衛生モデル地区として表彰をうけました。

ご利用ください 心配ごと相談所

河内村社
会福祉協議
会では、毎
月一日と十
五日の午前
九時より正
午まで、役
場において
心配ごと相
談所を開設
しております
すから、ご
利用くださ
い。

家庭のこと、交通事故のこと、結婚、離婚のこと、相続の問題など、どんなことで、

五日のは

税の相談日

税金についてわからないことがあるときは、税務署へおたづね下さい。

「税の相談日」は、毎月五日の日を「税の相談日」として、税金についての質問や疑問にお答えしております。

土地を売りたいが税金はどのくらいかかるだろうか、青色申告をしたいがどんな帳簿をつけたらよいかなど、税金のことならどんな質問にもお答えしております。
また、納税者の方に有利な

も秘密厳守、無料で親切に相談に応じて問題解決のためにお力ぞえしております。
なお、一日十五日が日曜祭りの場合は、その翌日に開催しております。



クラブ紹介 (2)

今日はみのり会の民謡教室をのぞいてみました。
みのり会の婦人部により毎月開かれていた民謡教室は、昨年七月開講以来ますます盛んで、今年の九月には東村の老人センターを慰問、社会福祉事業にも協力をしております。
(次号は茶道クラブを紹介いたします)

取り扱いなどもお知らせしておりますから「五日の税の相談日」をお気軽にご利用ください。

村内では よましまし 買い

今年度河内村に入るたばこ消費税の見込み額は、一千二百五十万円にもなります。みなさんが毎日、村内で二十本入りたばこを一ケ買うと十三円八十八銭も消費税が専売公社を通じて村に納められます。通勤、旅行などで他市町村へお出かけのとき、たばこは村内で買いましょ。